

## 第34期目録委員会記録 No.8

### 第8回委員会

日時：2013年12月21日（土）14～17時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、嶋田、古川、本多、渡邊

<事務局>磯部

#### [配布資料]

1. 条項番号、条項名（2ページ-A4、国会図書館収集書誌部）
2. 「資料種別」関係条文案（8ページ-A4、国会図書館収集書誌部）
3. 「資料種別」関係条文案について（12ページ-A4、国会図書館収集書誌部）
4. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニットX 逐次刊行物の順序表示（9ページ-A4、原井委員長）
5. 全体構成案（2ページ-A4、国会図書館収集書誌部）
6. 全体構成案について（3ページ-A4、国会図書館収集書誌部）
7. 同上付表「現行NCR、RDAとの対照表」（2ページ-A3、国会図書館収集書誌部）
8. CiNii Articles検索（『中央公論』第126年第2号）（8ページ-A4、田代委員）
9. 第34期目録委員会記録No.6（8ページ-A4、事務局）
10. 第34期目録委員会記録No.7（案）（7ページ-A4、事務局）

#### [報告事項ほか]

##### 1. 議事録の確認と検討

第6回記録（資料9）について確認し、第7回記録案（資料10）について検討した。  
今後は議論の経過が判明する程度に詳しく記すことを申し合わせた。

##### 2. NCR新版第Ⅲ部目録委員会原案の修正

国会図書館（以下「NDL」）へ提出済の原案に、その後発見されたケアレス・ミス of 訂正とRDA2013年版刊行に伴う更新は、変更を含むユニット全体を修正の内容がわかるように表現して、NDLへ再提出する。（追記：その後再提出した）。

#### [検討事項]

##### 1. NDL案における条項番号（資料1）

他資料との混同を避けるため、今後はNDL案の条項番号に#を冠する。

##### 2. 資料種別（資料2～3）

- ・NDL案の説明の概略は、次のとおりであった。
  - －委員会案との大きい相違は、ISBDではなくRDAに依拠したこと、表現種別の構成、複数の用語が該当する場合の記録法の3点である。
  - －機器種別、キャリア種別、表現種別の3種の資料種別を設ける。機器種別とキャリア種別を表現形の属性の章に、表現種別を表現形の属性の章に位置付ける。またキャリア種別と表現種別がコア・エレメントである。
  - －用語についてはおおむね委員会案どおりだが、「電子」と「立体映写」は「コンピュータ」と「立体視」に変更した。
  - －表現種別は単層である。ISBDのように組み合わせるのは負担が大きいと判断した。なお「触知」という語は丸括弧に入れて後置する。
  - －複数の機器種別が該当する場合はすべて記録することを本則、主たるもののみ記録することを別法とし、委員会案の「複合機器種別」は採用しなかった。
  - －ISBDと新NCRの間の対照表、および現行NCRと新NCRの間の対照表を作成する必要があることは、認識している。
- ・次いでNDL案について以下のように検討した。
  - －機器種別に関する文案のうち、「内容を利用」の「利用」より「閲覧」が適切であり、「機器の一般的種類」の「一般的」は不要ではないか。しかし「閲覧」ではカバーできない利用形態があり、「一般的」に代わる適切な用語が見当たらない。今後良い案があれば替える。
  - －機器種別の用語リスト中の「マイクロ」（委員会原案どおり）は閲覧の対象であり、不適切である。RDAもmicroformだが、「マイクロフィルム・リーダー」など、または「リーダー」とすべきではないか。
  - －現場の負担を軽減するため、キャリア種別のうち「冊子」の記録を省き、表現種別のうち「テキスト」の記録を省く任意省略の規定を設けるよう提案する。またキャリア種別のうち「ネットワーク情報資源」（委員会原案どおり）について、「情報」と「資源」を含まない「オンライン資料」を代替提案する。
  - －別法の位置付けや方式を今後吟味する。
  - －機器種別とキャリア種別のコア・非コアが委員会原案と逆転した点は、NDL現場の意向およびRDAに合致していることを理由に了承する。
  - －表現種別の複層構造は現実には運用困難であることを理由に、単層構造案を承認する。
  - －表現種別に委員会案の「自筆」は含めないが、これは手稿を超えた重要なカテゴリーなので、別に扱い方を考える。
  - －「地図」について、地図資料全体とシート状の地図とを混同する恐れはないか、今後再検討することがあり得る。
  - －「記録の目的」は今のところエレメント単位にではなく、通則で扱うこととする。

### 3. 逐次刊行物の順序表示（資料4）

- ・資料について、主として次のような説明があった。
  - －初号・終号の巻次・年月次がない場合、出版年等を代用するという、RDAにない現NCRの規定を残した。
  - －複製の順序表示について、原資料と複製のどちらを採用するか決める必要がある。
  - －資料上の「第」を省略しないこととした。
  - －転記について2つの別法を規定した。
  - －「別方式の初号の～」ではなく「初号の別方式の～」とする。
- ・次いで以下のように検討した。
  - －項番など条文のインデントについては、項番を突出させることのみ決めておいて、後で一括して修正する。
  - －「記録の目的」の箇所は、内容の順を入れ替えて整理する。
  - －複製の順序表示は、RDAと逆に原資料から採用する。
  - －複製は逐次刊行物に限らないので、総説的な部分で触れる。
  - －巻次内のスラッシュは限定して使用する旨を補う。
  - －「文字」（letter）と「文字種」（script）を使い分けることとする。

### 4. NDLの全体構成案（資料5～7）

- ・NDL案の説明の概略は、次のとおりであった。
  - －大枠としてRDAに倣ったが、わかりやすくするためセクションや章を入れ替えた。
  - －エレメントの記録とアクセス・ポイントの構築を区分した。この結果、RDAにないアクセス・ポイント総則の章を設け、非統制形アクセス・ポイントを扱うことを可能とした。
  - －関連については、FRBR第1グループの実体が関与するか否かで大別する。
  - －典拠レコードは必要があれば付録で扱う。
  - －ICPで不使用とされた「参照」などは不使用とし、「行為主体」と「主題」は、ある実体と第1グループの各実体との関連の表し方なので、属性関係の規定の中では不使用とする。
  - －著作等を扱うセクション2では、最初に記述対象である体現形を置いた。
- ・この案に基づいてNDLで作業を進めることとし、次回は、現注記から切り出す事項とタイトルについて検討する。

### 5. NDLの雑誌記事索引のタイトル（資料8）

- 次のような説明または意見があった。
  - ・標記の索引にはNCRの関連規定と異なる形式のタイトルが、少なからず見受けられる。

- ・ 前回も話題となったように、タイトル中のNCR特有の字空けについて方針を決める必要がある。
- ・ 単行レベルの規定を構成レベルに拡張しても解決できない、構成レベル特有の現象について規定する。
- ・ 特有のものとして、連載などのページ付けがある。

次回以降の委員会の予定

前は仮決定だった日程を本決定する。

以上